

「農業の用に供する建築物又は農業を営む者の居住の用に供する建築物」を申請する場合の手続きについて

「農業の用に供する建築物又は農業を営む者の居住の用に供する建築物」の手続きについては、次のとおりです。

1 事前相談

農家住宅等の建築物の計画に先立ち、基本要件である「農業を営む者であること」や「農家住宅等の建築物の内容」などを窓口で相談してください。なお、農業経営主に関する確認は別途農業委員会にご相談ください。

- (1) 建築物の概要がわかるもの（位置図、配置図、平面図 等）
- (2) 公図、土地の登記簿謄本
- (3) 造成工事が伴う場合には、造成計画平面図、造成計画断面図
- (4) 耕作面積が 1,000 m²未満の場合には、次のいずれかの書類の提出が必要になります。（提出日前5年間のもの）
 - (ア) 課税証明の全件証明書（区役所税務課市民税担当窓口で交付を受けられます）で年ごとに 15 万円以上の農業収入の記載があるもの
 - (イ) 農協などへの納品書等、年ごとに 15 万円以上の売上げがあったことを証するもの

2 申告書の提出

1 で建築の見込みがあると判断された場合は、「農業の用に供する建築物又は農業を営む者の居住の用に供する建築物についての申告書」（以下「申告書」という。）に必要な図書を添付して提出してください。

申告書を受理しますと、耕作地の状況や建築予定地の現場調査を行い書類の内容を審査します。

回答までの期間は概ね2週間程度ですが、追加資料の提出や内容確認のためのヒアリング等を実施した場合には、さらに期間をいただくこともあります。回答結果は、担当者から電話で連絡をし、「申告書」表紙の写しの確認日欄に横浜市の受付印を押印したものを建築主に交付します。

3 回答後の手続

- (1) 開発行為が伴う場合には、横浜市の開発事業等に関する条例の手続から始めてください。また、造成工事が生じる場合には、条例の同意を取得後に宅地造成等規制法の許可を受けてください。
- (2) 開発行為が伴わない場合には、建築確認申請を確認機関に提出してください。その際に交付しました「申告書」表紙の写しを建築確認申請書に添付し、建築確認申請書の第三面 14 欄「許可・認定等」に「都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に基づく農家住宅もしくは農業用倉庫」等を記入してください。

問合せ先：横浜市建築局宅地審査部
調整区域課 指導担当
Tel 045-671-4521

令和2年6月

農業の用に供する建築物についての申告書
農業を営む者の居住の用に供する建築物についての申告書

(提出先)
横浜市長

令和 年 月 日

建築主住所
氏 名
電 話 番 号

印

都市計画法第29条第1項第2号にいう農業を営む者であることを次のとおり申告します。

農用地面積	田	㎡	畑	㎡	その他	㎡	計	㎡	
家畜家禽頭羽数	豚	頭	乳牛	頭	にわとり	羽	その他		
温室ハウス等の施設面積	温室		㎡	ビニールハウス		㎡	その他		㎡
家族構成及び 農業従事者の別	続柄	年齢	氏名	農業従事者の別	続柄	年齢	氏名	農業従事者の別	
現在家屋の所在地等	所在地			延面積	㎡	築年			

都市計画法第29条第1項第2号に規定する農業用施設について以下のとおり計画しています。

農業施設の概要	<input type="checkbox"/> 住居用家屋			<input type="checkbox"/> 農業用倉庫			<input type="checkbox"/> その他()				
	<input type="checkbox"/> 新築			<input type="checkbox"/> 増築			<input type="checkbox"/> 改築			<input type="checkbox"/> 建替	
建築しようとする 土地の概要	所在地			地目	面積(㎡)	所有者					
	道路概要(幅員 m)			<input type="checkbox"/> 公道	<input type="checkbox"/> 私道	排水接続先	<input type="checkbox"/> 公設管	<input type="checkbox"/> 公設溝	<input type="checkbox"/> 河川		

	申請部分	既存部分	合計	敷地面積 との比較
敷地面積	㎡	㎡	㎡	
建築面積	㎡	㎡	㎡	
延床面積	㎡	㎡	㎡	

宅地造成規制区域	<input type="checkbox"/> 内	<input type="checkbox"/> 外
農用地区	<input type="checkbox"/> 内	<input type="checkbox"/> 外
風致地区	<input type="checkbox"/> 内	<input type="checkbox"/> 外

担当者	
連絡先	TEL

受付日	
確認日	

建築確認申請を確認機関に提出してください。その際に建築確認申請書の第三面14欄「許可・認定等」に「都市計画法第29条第1項第2号に基づく農家住宅（農業用倉庫）」等を記入してください。
また、この書面の写しを建築確認申請書に添付してください。

【必要書類】

- 農業委員会が発行する農業経営主証明書
- ※耕作面積が1,000㎡未満の場合は、提出日前5年間の農産物販売金額を証する書面
- 建築しようとする土地の公図の写
- 建築しようとする土地の登記簿謄本
- 案内図（既存建物、耕作地、申請建築物等の位置を明示したもの）
- 計画平・立面図、既存建物平面図、建物配置図
（倉庫の場合、平面図に収納予定物の位置を明示）
- 理由書
- 誓約書（実印を押印のこと。印鑑証明書添付）
- 収納予定物一覧表（農業用倉庫の場合）
- 農地転用許可申請済証明書
- 母家の建物登記簿謄本、建築確認通知書（増築の場合）
- 委任状（代理者の連絡先記入）
- その他必要な書類

令和 年 月 日

(提出先)

横浜市長

(農家の) 住所 _____

氏名 _____ ⑩

実印

誓 約 書

今般、わたくしが、市街化調整区域である _____ 区 _____ 町 _____ 番の

土地の建築に関する建築物である、

農家住宅

_____ (←農業施設を具体的に記載)

は、都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する建築物として認められたものですので、申請用途

の建築物として使用し、建築物の用途を変更することはもちろん、他人に転売、賃貸しないこと

を誓約いたします。